平成２５年（フ）第１３５１６号
東京都足立区興野２丁目７―21―301　レオパレスＳ、開始決定時の住所東京都世田谷区世田谷１丁目36―12　西新荘Ａ203
破産者　上倉由加利
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５１７号
東京都中野区東中野１丁目２―３―302
破産者　大戸　尚子
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５２５号
千葉県船橋市高根台３丁目２―208―４
破産者　小泉恵太郎
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５３３号
東京都八丈島八丈町三根1748番地
破産者　淺沼　敏子
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５６４号
東京都小金井市梶野町５丁目９―23―103
破産者　伊藤　敬子
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５７１号
東京都大田区西蒲田７丁目10―６
破産者　三谷誠一郎
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４号
奈良県五條市田園４丁目46番地の５
破産者　合資会社Ａ・２
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第９７４５号
東京都豊島区西巣鴨２丁目36番18号
破産者　医療法人社団青水会
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３８４号
神奈川県川崎市中原区上丸子八幡町1495―１第２多摩川苑307
破産者　入江修也こと　金　　修也
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０３９号
東京都江戸川区本一色１丁目５―６―202
破産者　臼井　　隆
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２３９号
茨城県つくば市牧園９番地23
破産者　株式会社ダンゼン
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２６１号
千葉県四街道市和良比225番地１　アレックスヒルズ四街道312
破産者　有限会社アベニュー
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２７６号
東京都西多摩郡瑞穂町南平２丁目50番地21
破産者　有限会社鎌田タイル工業
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２７７号
東京都福生市大字福生2323―５　武蔵野台マンション101号室
破産者　鎌田　幸夫
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２８５号
東京都練馬区豊玉上２丁目20番４号
破産者　株式会社丸亀不動産
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２８６号
東京都練馬区豊玉北４丁目７―３―703
破産者　長谷川孝雄
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２８８号
東京都新宿区新宿２丁目11番１号
破産者　ジーエムジー株式会社
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２８９号
東京都中野区中央２丁目６―２
破産者　森本　雅之
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３１６号
東京都板橋区前野町１丁目44番19号
破産者　吉田石油有限会社
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３３３号
東京都港区南青山６丁目13番４号
破産者　株式会社ベルード
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３５４号
神奈川県横浜市都筑区南山田１丁目３番９―903号
破産者　アースクリーンジャパン有限会社
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３５５号
神奈川県横浜市都筑区南山田１丁目３―９―903
破産者　寺田　幸一
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部